

第37回 横浜市道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和4年10月20日（木）10時00分～10時40分
開催場所	市庁舎22階S03会議室
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市) 事務局及び関連部署 長谷川計画調整部長 桐山企画課長、北川企画課担当係長、川村企画課員、大城企画課員 角野道路部長 南管理課長、三枝管理課占用係長、田中管理課員、福里管理課員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者1人、記者0名）
議 題	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>2 有効活用を図る場所の適地の審議 利用計画の策定に関する審議 ア 港南区港南台一丁目 イ 港南区東芹が谷</p> <p>3 その他</p>
決定事項	<p>1 「公開」とする。</p> <p>2 以下のとおりとする。 ア 港南区港南台一丁目は、利用用途を自動車駐車場、駐輪場に限定し、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。 イ 港南区東芹が谷は、利用用途を自動車駐車場、駐輪場に限定し、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。</p>
議 事	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>(西田会長) 会議の公開・非公開について事務局から説明してください。</p> <p>(事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合や公平かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、委員会の決定により非公開とすることができるとしています。</p> <p>事務局からの提案といたしましては、今回、非公開とすべき事項はございませんので、すべての事項について「公開」とさせていただきたいと思っております。</p> <p>(西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、すべての事項を「公</p>

開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。

(委員全員) 異議なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、すべての事項を「公開」といたします。

2 有効活用を図る場所の適地の審議、利用計画の策定に関する審議

(西田会長) それでは、有効活用を図る場所の適地の審議に入ります。資料1について、事務局に説明をお願いすることとします。お願いします。

(事務局) **資料1の1 港南区港南台一丁目について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問やご意見をいただければと思います。

(西田会長) 拝見した動画内に映っていた壁面に落書きがありましたが、周辺地域の歩行等の安全については管理ができていますでしょうか。

(事務局) ご指摘の落書きは、地下道に降りるための入り口壁面に書かれています。今回の計画地の範囲ではありませんが、道路区域ですので、道路管理者の方でしっかり管理していきます。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、1 港南区港南台一丁目の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

事務局は次の2 港南区東芹が谷の説明をお願いします。

(事務局) **資料1の2 港南区東芹が谷について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問やご意見をいただければと思います。

(吉田委員) 2-7案内写真1に映っている場所は、道路の曲がり角に面していますが、占有者は柵を設置する等の義務は負わないのでしょうか。

(事務局) ご指摘の箇所は、現状は柵が設置されており車両の出入りはありません。計画地の利用方法として、必ずしも柵を設置しなくてはならないものではなく、安全対策を施した提案内容であれば、柵を取り外しての使用も協議は可能と思われます。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

	<p>適地であるということと、用途等について特段の意見はないよう ですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいで しょうか。</p> <p>(委員全員) はい。</p> <p>(西田会長) では、2 港南区東芹が谷の利用計画は、事務局案のとおりとし、 価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集 約することとします。</p> <p>以上で、有効活用を図る場所の適地の審議を終わります。 続いて、次回の予定等について事務局から説明をお願いします。</p> <p>3 その他 事務局から次回の日程等についての説明</p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料 第37回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他 第38回横浜市道路高架下等利用計画検討会の開催時期は3月から5月頃を予 定</p>